

平成30年度 社会福祉法人 宝山寺福祉事業団
介護職員初任者研修課程 学則

開講目的	要援護高齢者およびその家族の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識、技能を有する介護職員を養成することを目的とする。
研修事業の名称	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団 介護職員初任者研修
実施場所	〒630-0257 生駒市元町2-14-8
	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団 「桃李館研修室」
	電話 0743-74-6811 FX0743-74-2511
実技施設	桃李館「ゆうあいホール」特別養護老人ホーム「梅寿荘」
実習施設	〒630-0266 生駒市門前町8-7 特別養護老人ホーム 梅寿荘
	〒630-0223 生駒市小瀬町1100 やすらぎの杜 延寿(特養施設・デイセンター延寿・はあとぼーと延寿)
	〒630-0257 生駒市元町2-14-8 梅寿荘デイセンター
	〒630-0261 生駒市西旭ヶ丘12-3 はあとぼーと梅寿荘
研修期間	平成30年5月12日～30年11月10日
研修日程	別添(3号様式)を参照
講師氏名	講師一覧表(別紙3)を参照
修了評価方法	①全課程をすべて履修し修了評価筆記試験にて60点以上で修了評価合格基準となる。
	(修了評価筆記試験は1時間程度)
	②「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」において講師による受講生の知識・技術の習得度についての
	評価を確認の上①の結果をもとに修了評価者が評価を行う。 修了評価者 辻村泰範
	修了を認定した者には修了証明書を交付する。
修了評価により不合格になった場合は必要に応じて補習を行った上で再評価を行う。	
募集時期及び	平成30年度は3月15日号生駒市広報にて募集掲載
開講時期	平成30年5月12日(土)開講
受講資格	全課程を受講可能な方で、介護職に前向きな方
受講定員	40名 申し込み多数の場合は抽選とする
受講手続	当法人指定の申し込み用紙とともに受講料の支払いのための書類を受講者宛送付する。
	受講者は当法人指定の申し込み用紙に必要事項を記入し署名の上申し込み、指定期日までに
	受講料を納入する。
使用テキスト	一般財団法人 長寿社会開発センター

研修受講に関する	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団 介護職員初任者研修事務局
連絡先及び	電話 0743-74-6811<梅寿荘在宅介護支援センター>
担当者氏名	担当 斉藤洋子/木村ゆかり
受講料・実習費	受講料 50,000円
	実習費 <受講料に含む>
研修欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用との取り扱い	<p>やむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合何れかの方法で補講を実施する。</p> <p>①他の事業所が、同時期に実施している同一内容の授業を受講する。</p> <p>②当法人が行う同一内容の授業を別の日に設定し実施する。</p> <p>③ ①②に該当せずやむえない場合に限りレポート提出となる。</p> <p>レポートの場合 I 教科1,200文字以上。</p> <p>但、実技演習、演習、実習の場合はレポートは不可とする。</p> <p><費用について></p> <p>①の場合:他事業者が定める金額によることとする。</p> <p>②の場合:1時間1,000円の実費負担となる。</p> <p>③の場合:1教科2,000円の実費負担となる。</p> <p>・補講対象者となった者が研修の修了期限(原則8ヶ月)を超えようとする場合にあっては修了できなくなる。</p>
受講の取り消し	<p>次の各項に該当する者は受講を取り消すものとする。</p> <p>①遅刻を繰り返す者<欠席時間数に含む></p> <p>②学習の意欲が著しく欠け修了の見込みがない者</p> <p>④学習の秩序を乱す者</p> <p>⑤欠席時間数が13時間になった場合</p> <p>※返金について:基本的に理由の如何に関わらず返金しない。</p>
研修機関が公表すべき情報の開示方法	<p>下記ホームページにおいて情報開示する。</p> <p>ホームページアドレス: http://baisien.hozanji-wel.org/</p>
修了証明書の書き換えと交付と再交付の取り扱い	<p>①修了証明書の記載に変更が生じたことにより書き換え交付の依頼があった場合</p> <p>②修了証明書の紛失、毀損により再交付の依頼があった場合</p> <p>①②とも証明書交付に係る費用;500円の実費負担となります。</p>
個人情報の保護について	<p>当該研修における個人情報について厳重に管理し使用にあたっては適切な取り扱いを行う。なお、介護職員初任者研修課程修了者は、修了者名簿の写しを奈良県へ提出し</p> <p>修了者台帳に記載されるものとする。</p> <p>また、受講者は、実習等において知り得た個人の情報は秘密保持を厳守し守秘義務を</p> <p>堅く守らねばならない。</p>